

## 県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方(対応方針)

「山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例(仮称)」(骨子案)

No.	該当箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方(対応方針)
1	全体	これまでの富士山周辺地区は自然公園法や都市計画法、森林法、景観条例において厳しく管理されており、大規模な開発については、従前より、規制されていると考える。さらに事業を厳しく制限することは地元企業の創意工夫や活力をそぐこととなり、山梨県経済に多大な影響を与えるのではないか。	1	【その他】 世界遺産登録時において、ユネスコ世界遺産委員会からは、現行の土地利用規制法(景観法、自然公園法等)による資産の保存管理では不十分であり、麓における建築物等の規模・位置・配置に係るさらに厳しい制御が必要との指摘を受けたところです。 そのような中、富士北麓地域が国際的な観光地として持続的に発展していく上で世界遺産富士山の保全と活用の調和・両立を図るための制度を創設することは、喫緊の課題となります。 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例(仮称)(以下「本件条例」といいます。)は、知事が地元の市町村長や学識経験者等の意見を聴きながら事業者の自主的な景観配慮を促すことにより、保全と活用の調和・両立を図る趣旨の条例であり、一方的に事業を厳しく制限するものではありません。また、制度設計に当たっては、事業者に過度の負担とならないよう配慮しています。
2	全体	景観配慮の手続に関する条例については、現段階では手続方法・申請書類等詳細が理解できない。新たな不安が出てきた。条例の説明会はあるのか。	1	【その他】 制度の細部の確定後、できるだけ早い時期に説明会を開催したいと考えています。
3	富士山景観配慮地区	世界遺産富士山の構成資産及び緩衝地帯をこの条例が適用される区域としているが、既に開発している箇所について制限をかけるのはいかがなものか。すでに開発を行っている事業者には権利があると思われる。エリア指定には慎重になるべきではないか。	2	【その他】 本件条例が適用される区域を構成資産及び緩衝地帯としたのは、ユネスコから、構成資産と緩衝地帯を文化的景観として一体的に保存管理することが求められているからです。 構成資産及び緩衝地帯内には、既に開発された箇所もありますが、本件条例は、既に実施されている開発事業等について景観の改善を求めることを内容とするものではなく、新たに実施される開発事業等を対象に、富士山の景観の保全に配慮した事業計画が策定されるよう事業者を促すことを内容とするものです。 とはいえ、既に実施されている開発事業等であっても、事業者には、本件条例の趣旨を踏まえ、富士山の景観の保全に配慮した事業展開をしていただきたいと思えます。
4	景観配慮の手続	手続の期間やコストが大幅にかかることにより、富士北麓における企業の設備投資や新規事業を阻害し、富士北麓地域の経済活動を大幅に後退させる大きな要因になると思料される。	9	【その他】 本件条例の制度設計に当たっては、その対象となる事業を景観影響の程度が著しいものとなるおそれのある大規模事業に限定するとともに、参考とした類似制度(環境影響評価制度)に比べ手続を大幅に簡素化する等、事業者に過度の負担を課さないよう配慮しています。 また、事業者が実際に景観影響の調査・予測・評価(以下「景観評価」といいます。)を実施する段階においては、県が有する資料の提供を行い、事業者負担の軽減を図って参ります。
5	景観評価の手続	この条例により、事業者は、事業の初期段階で現況調査、景観影響予測及び景観影響の自己評価を行うことになるが、景観シミュレーションも繁葉期・落葉期等で実施とあることから、手続に相当の期間を要し、費用がかかるとともに施工の機会を逸してしまうおそれがある。地元中小企業では開発行為が困難になると考えられる。	3	【その他】 事業実施に伴う景観影響を適切に評価するためには、富士山のような自然景観については少なくとも繁葉期と落葉期(又は紅葉期)の2期について景観影響を予測する必要がありますが、御意見の趣旨を踏まえ、事業者が実際に景観評価を実施する段階においては、県が有する資料の提供を行い、事業者負担の軽減を図って参ります。

6	景観配慮の手続	この条例においては、景観配慮書等に対する知事意見の提出期限が60日以内であり、法令による諸手続の日から60日以上前に事業者見解書を送付するとされていることから、自然公園法や森林法の手続の前4ヶ月程度の期間を要することとなり、事業者に過大な負担を強いることとなる。景観配慮の手続の短期間化や自然公園法等の他の許認可との同時手続を可能とするなど手続の大幅な緩和が必要であると思料する。	3	<p>【記述済み】</p> <p>1 景観配慮の手続の短期間化 景観配慮の手続に要する期間の短期化を図るため、本件条例では、学識経験者の専門知識活用策として独任制の補助機関である専門委員（地方自治法第174条第1項）の制度を採用するとともに、事業者見解書の手続において意見提出不要通知の制度を導入することとしています。これらの制度を適正に運用する中で、可能な限り、迅速な対応に努めて参ります。</p> <p>2 自然公園法等の他の許認可との同時手続 事業実施により富士山の景観に重大な影響が及び、世界遺産の価値が損なわれることが懸念されるような場合においては、世界遺産の保全の観点から、事業の位置や規模の見直しを含む柔軟な景観配慮が行われる必要があります。</p> <p>一方、自然公園法等の許可申請・届出は、工事に必要な設計図等が発注済みである等、事業熟度が高まった段階で行われるものであり、この段階では、事業者は柔軟な景観配慮が困難な状況にあります。</p> <p>このため、本件条例は、柔軟な景観配慮が可能な時期での景観評価の実施が世界遺産の保全のみならず開発事業等の円滑化にとっても重要であることを踏まえ、景観評価の実施時期を事業の初期段階（事業の位置や規模等を検討する段階をいいます。以下同じ。）とし、自然公園法等の法令に基づく手続前には景観配慮の手続を終える仕組みとしています。</p> <p>以上の理由から、自然公園法等の他の許認可との同時手続を可能とすることは困難です。</p>
7	手続の再実施	知事から許可を得た後に手続の再実施を要請されることは土地や資材を用意した後の計画変更を伴うとすると、多大な損害を被ることとなる。また、事業が完了した後の変更となればその損害は計り知れず、地元経済の発展の阻害要因となるのではないか。	1	<p>【その他】</p> <p>手続の再実施の要請は、景観配慮の手続を終えてから事業に係る工事に着手するまでの間に他の事業者の開発等によって事業計画地の周囲の状況が大きく変化したため当初の景観評価や景観保全対策の有効性が完全に失われたような場合に行われるものです。</p> <p>手続の再実施はあくまでも事業者の任意の協力の下になされるものであり、また、工事着手後に再実施を要請することはありません。</p>
8	手続の再実施	自然公園法の手続において修正を求められた場合、再手続が必要となり事業への影響は避けられない。	2	<p>【その他】</p> <p>本件条例の制度設計に当たっては、本件条例に基づく手続での知事意見と、自然公園法の手続における行政指導や行政処分との間で食い違いが生じないように、知事意見の提出に際し関係行政機関とは情報の共有化を図るとともに、事前の調整を十分に行うことができるようにするための措置を講じています。</p>
9	手続に必要な書類、様式の内容等	富士河口湖町にも現行の厳格な景観条例があり、手続に必要な書類、様式内容等は統一した町経由の申請方式が望ましい。	1	<p>【反映困難】</p> <p>事業実施により富士山の景観に重大な影響が及び、世界遺産の価値が損なわれることが懸念されるような場合においては、事業の位置や規模の見直しを含む柔軟な景観配慮が行われる必要があります。そのためには、事業の初期段階で事業実施が景観にどのような影響を及ぼすのかを的確に予測することが重要となります。また、世界遺産富士山の構成資産及び緩衝地帯は、複数の市町村の区域にわたるため、広域的な景観への影響についても予測の対象とする必要があります。</p> <p>一方、市町村の景観条例の手続は、届出に係る建築物の配置、外観等が市町村の景観計画に適合しているかどうかを当該市町村限りで確認するものであり、これらの要請に的確に対応できる仕組みを有していません。</p> <p>このことから、本件条例は、景観条例等の現行制度を補完するため、広域的な景観等を対象に事業の初期段階で景観評価を実施することとし、景観影響を予測する手法としてフォトモンタージュ（3次元で作成したコンピュータグラフィックスと現況写真とを合成した写真）による景観シミュレーションの手法を用いることを原則とするものです。</p> <p>このように、景観条例と本件条例は、手続の実施時期、景観影響の予測の手法及び対象となる景観の種類等の点で異なるものであることから、手続に必要な書類、様式の内容等を統一することは困難です。</p>